

令和 5 年 藤 枝 市 議 会
定 例 会 2 月 定 例 月 議 会 議 案

令和 5 年 2 月 2 0 日
藤 枝 市 長

目次

議案番号	議案名	頁
第 1 号 議 案	令和 5 年度藤枝市一般会計予算	別冊
第 2 号 議 案	令和 5 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
第 3 号 議 案	令和 5 年度藤枝市土地取得特別会計予算	別冊
第 4 号 議 案	令和 5 年度藤枝市駐車場事業特別会計予算	別冊
第 5 号 議 案	令和 5 年度藤枝市介護保険特別会計予算	別冊
第 6 号 議 案	令和 5 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
第 7 号 議 案	令和 5 年度藤枝市病院事業会計予算	別冊
第 8 号 議 案	令和 5 年度藤枝市水道事業会計予算	別冊
第 9 号 議 案	令和 5 年度藤枝市下水道事業会計予算	別冊
第 1 0 号 議 案	令和 4 年度藤枝市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
第 1 1 号 議 案	令和 4 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 1 2 号 議 案	令和 4 年度藤枝市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 1 3 号 議 案	令和 4 年度藤枝市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 1 4 号 議 案	令和 4 年度藤枝市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 1 5 号 議 案	令和 4 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 1 6 号 議 案	令和 4 年度藤枝市病院事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
第 1 7 号 議 案	藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1
第 1 8 号 議 案	藤枝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
第 1 9 号 議 案	藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
第 2 0 号 議 案	藤枝市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	7
第 2 1 号 議 案	藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部を改正する条例	8
第 2 2 号 議 案	藤枝市空き家等の適切な管理に関する条例	9
第 2 3 号 議 案	藤枝市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	15
第 2 4 号 議 案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	17

第 2 5 号 議 案	藤枝市飼い犬条例の一部を改正する条例	36
第 2 6 号 議 案	市有財産の取得について（トイレカー 2 台）	37
第 2 7 号 議 案	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	38
第 2 8 号 議 案	市道路線の廃止について	40
第 2 9 号 議 案	市道路線の認定について	41

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削り、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第9条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に

備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第16条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第30条第3項、第32条第3項、第45条第3項、第48条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条を削り、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする改正規定及び第30条から第48条までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条の2第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

藤枝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第14条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措

置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第15条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の次に次の2条を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、改正後の第8条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改める。

目次中「第 35 条」を「第 34 条」に、「第 36 条・第 37 条」を「第 35 条・第
36 条」に、「第 38 条」を「第 37 条」に、「第 39 条―第 51 条」を「第 38 条
―第 50 条」に、「第 52 条・第 53 条」を「第 51 条・第 52 条」に、「第 54 条」
を「第 53 条」に改める。

第 5 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、
同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第
19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1
項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 9 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 27 条を削り、第 28 条を第 27 条とし、第 29 条から第 34 条までを 1 条ず
つ繰り上げる。

第 35 条第 2 項第 4 号中「第 31 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、同項
第 5 号中「第 33 条第 3 項」を「第 32 条第 3 項」に改め、同条を第 34 条とする。

第 2 章第 3 節中第 36 条を第 35 条とし、第 37 条を第 36 条とする。

第 3 章第 1 節中第 38 条を第 37 条とする。

第 39 条中「第 47 条」を「第 46 条」に、「第 43 条」を「第 42 条」に、「第
44 条」を「第 43 条」に改め、第 3 章第 2 節中同条を第 38 条とする。

第 40 条第 4 項中「第 43 条」を「第 42 条」に改め、同条を第 39 条とする。

第 41 条を第 40 条とし、第 42 条を第 41 条とする。

第 43 条第 1 項第 3 号及び同条第 3 項中「第 38 条第 2 項」を「第 37 条第 2 項」
に改め、同条を第 42 条とする。

第 44 条を第 43 条とし、第 45 条を第 44 条とし、第 46 条を第 45 条とする。

第 47 条中「第 51 条」を「第 50 条」に改め、同条第 5 号中「第 44 条」を「第
43 条」に改め、同条第 7 号中「第 40 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項」に改め、
同条を第 46 条とする。

第 48 条を第 47 条とし、第 49 条を第 48 条とする。

第 50 条第 2 項第 1 号中「第 45 条」を「第 44 条」に改め、同項第 4 号中「第

31条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第5号中「第33条第3項」を「第32条第3項」に改め、同条を第49条とする。

第51条中「第34条」を「第33条」に、「第47条」を「第46条」に改め、「重要事項に関する規程」を「重要事項に関する規程」に改め、同条を第50条とする。

第52条第2項中「第38条第2項」を「第37条第2項」に改め、同条第3項中「第41条第2項」を「第40条第2項」に、「第51条」を「第50条」に、「第34条」を「第33条」に、「第40条第2項」を「第39条第2項」に、「第53条第1項」を「第52条第1項」に、「第44条第1項」を「第43条第1項」に改め、第3章第3節中同条を第51条とする。

第53条第2項中「第38条第2項」を「第37条第2項」に改め、同条第3項中「第44条第1項」を「第43条第1項」に改め、同条を第52条とする。

第4章中第54条を第53条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項ただし書及び同項第1号から第3号までの改正規定並びに第9条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

藤枝市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

藤枝市子ども・子育て会議条例（平成25年藤枝市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 1 号議案

藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例（平成27年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 7 条」を「第 8 2 条」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市空き家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、空き家等の適切な管理に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市及び所有者等の責務、市民等及び事業者の役割並びに空き家等に関する対策を実施するために必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（これに類する規則で定める状態であるものを含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 市内に所在する法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 準特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態又は衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切となるおそれのある状態にあると認められる空き家等（特定空家等と市長が認めたものを除く。）をいう。
- (4) 所有者等 空き家等を所有又は管理する者をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は通学する者及び市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 事業者 市内で不動産業、建設業その他空き家等に関連する事業を営む者をいう。

(基本理念)

第 3 条 空き家等に関する対策は、適切な管理が行われていない空き家等が市民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、空き家等の発生の抑制及び適切な管理により生活環境の保全を図るとともに、空き家等は、その活用により、移住及び定住の促進並びに地域の活性化を図ることができる資源であると認識し、市、所有者等、市民等及び事業者が相互に連携を図り、協力して取り組まなければならない

ない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、空き家等の対策に関し必要な施策（以下単に「施策」という。）を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、自治会、町内会その他関係機関と連携し、空き家等の適切な管理及び活用に関する市民等の意識の啓発を行うものとする。

3 市は、所有者等が行う空き家等の適切な管理について必要な支援を行うものとする。

（所有者等の責務）

第5条 所有者等は、基本理念にのっとり、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有し、又は管理する空き家等を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、自ら利用する見込みがない空き家等を有効に活用するよう努めるものとする。

3 所有者等は、市が空き家等の所有又は管理の状態を確認することができない状況を予防するため、市に情報提供し、及び必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 所有者等は、市が実施する施策に協力するものとする。

（市民等の役割）

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、生活環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、適切な管理が行われていない空き家等を発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、空き家等及び空き家等の跡地の活用の促進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（立入調査等）

第8条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定による調査のほか、空き家等に関しこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第11条から第13条までの規定の施行に必要な限度において、職員又は委任した者（以下「職員等」という。）に、空き家等と認められる場所に立ち

入って調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。

- 3 市長は、前項の規定により職員等に立入調査をさせようとするときは、その5日前までに、当該立入調査に係る空き家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、所有者等を確認することができないとき、又は当該所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定空き家等及び準特定空き家等の判定）

第9条 市長は、法第14条第1項又は第11条第1項の規定による助言又は指導をする前に、空き家等が特定空き家等及び準特定空き家等に該当するか否かを判定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による判定をしようとするときは、あらかじめ、第15条に規定する藤枝市特定空き家等対策審査会（次条第2項及び第12条第4項において「特定空き家等対策審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

（特定空き家等に対する措置）

第10条 市長が特定空き家等の所有者等に対し行う助言、指導、勧告、命令及び代執行については、法第14条に定めるところによる。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じ、特定空き家等対策審査会の意見を聴くことができる。

（準特定空き家等に対する助言又は指導）

第11条 市長は、準特定空き家等の所有者等に対し、当該準特定空き家等に関し、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の助言又は指導について準用する。

（緊急安全措置）

第12条 市長は、空き家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を職員等に行わせることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置を行わせたときは、当該緊急安全措置に係る空き家等の

所有者等に対し、当該緊急安全措置の内容を通知するものとする。ただし、当該所有者等を確知することができないとき、又は当該所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を行わせたときは、当該所有者等に対し、その費用の納付を命ずることができる。

4 市長は、緊急安全措置を行わせたときは、その内容を特定空家等対策審査会に報告するものとする。

（軽微な措置）

第13条 市長は、空き家等について、開放されている窓の閉鎖、草刈りその他規則で定める軽微な措置（次項において「軽微な措置」という。）を採ることにより地域における防災上又は生活環境若しくは景観の保全上の支障を除去し、又は軽減することができることを認めるときは、これを職員に行わせることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、軽微な措置について準用する。

（清算人の選任等）

第14条 市長は、法又はこの条例の施行のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治29年法律第89号）第25条第1項の規定による命令の請求をし、又は同法第952条第1項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

2 市長は、法又はこの条例の施行のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第264条の8第1項又は第264条の14第1項の規定による命令の請求をすることができる。

（藤枝市特定空家等対策審査会の設置）

第15条 空き家等に関する対策の実施その他の空き家等に関する必要な措置を適切かつ円滑に講ずるため、市長の附属機関として、藤枝市特定空家等対策審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項について市長の諮問に応じて調査審議し、答申する。

(1) この条例の規定により市長が審査会の意見を聴くこととされた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、空き家等に関する対策の実施その他の空き家等に関する必要な措置を適切かつ円滑に講ずるため、市長が必要と認める事項

3 審査会は、第12条第4項（第13条第2項において準用する場合を含む。）の規定により報告された事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審査会は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱す

る委員 5 人以内をもって組織する。

- 5 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第 16 条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 17 条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

- 第 18 条 審査会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

- 第 19 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

- 第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

- 第 21 条 第 8 条第 2 項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況を勘案

し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

藤枝市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤枝市自転車等駐車場条例（平成 4 年藤枝市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「規定する自転車」の次に「並びに普通自動二輪車」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 この条例において「普通自動二輪車」とは、道路交通法第 3 条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）のうち内燃機関によるものにあつては総排気量 0. 1 2 5 リットル以下、その他のものにあつては定格出力 1. 0 0 キロワット以下のものをいう。

別表中

「

原動機付自転車	一時利用	1 回（1 日）	200	200
	定期利用	1 月	3, 130	2, 610
		3 月	8, 480	7, 060
		6 月	15, 080	12, 560

」を

「

原動機付自転車	一時利用	1 回（1 日）	200	200
	定期利用	1 月	3, 130	2, 610
		3 月	8, 480	7, 060
		6 月	15, 080	12, 560
普通自動二輪車	一時利用	1 回（1 日）	250	
	定期利用	1 月	4, 400	

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の第9条の規定による定期利用の承認に関し必要な行為は、同条の規定の例により行うことができる。

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 8 の部(1)の項の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅			37,000円
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	37,000円
			申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	75,000円
			申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	106,000円
			申請戸数が 11 戸以上のもの	150,000円
		共用部分		118,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	法第 5 4 条第 1 項第 1 号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この表において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては246,000円、その他の基準による審査にあっては94,000

				円
--	--	--	--	---

」

を

「

その他の場合	一戸建ての住宅			法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項及び次の項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては37,000円、その他の基準による審査にあっては18,000円
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては37,000円、その他の基準による審査にあっては18,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては75,000円

				円、その他の基準による審査にあっては35,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては106,000円、その他の基準による審査にあっては51,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては150,000円、その他の基準による審査にあっては75,000円
		共用部分		118,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあっては246,000円、その他の基準による審査にあっては94,000円

」

に改め、同部(2)の項の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅			19,000円
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸	19,000円

			の 物	
			申 請 戸 数 が 2 戸 以 上 5 戸 以 下 の 物	38,000円
			申 請 戸 数 が 6 戸 以 上 1 0 戸 以 下 の 物	55,000円
			申 請 戸 数 が 1 1 戸 以 上 の 物	78,000円
		共 用 部 分		60,000円
		非 住 宅 部 分	床 面 積 の 合 計 が 300平 方 メートル 以 内 の 物	法 第 5 4 条 第 1 項 第 1 号 の 経 済 産 業 大 臣、国 土 交 通 大 臣 及 び 環 境 大 臣 が 定 め る 基 準 の う ち 市 長 が 別 に 定 め る も の（以 下 こ の 表 に お い て 単 に 「市 長 が 定 め る 基 準」とい う。） に よ る 審 査 に あ つ て は 124,000 円、そ の 他 の 基 準 に よ る 審 査 に あ つ て は 48,000 円

」

を

「

そ の 他 の 場	一 戸 建 て の 住 宅	市 長 が 定 め る 基
-----------	---------------	---------------

合			準による審査に あつては19,000 円、その他の基 準による審査に あつては9,000 円	
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸 のもの	市長が定める基 準による審査に あつては19,000 円、その他の基 準による審査に あつては9,000 円
			申請戸数が2戸 以上5戸以下の もの	市長が定める基 準による審査に あつては38,000 円、その他の基 準による審査に あつては18,000 円
			申請戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	市長が定める基 準による審査に あつては55,000 円、その他の基 準による審査に あつては27,000 円
			申請戸数が11 戸以上のもの	市長が定める基 準による審査に あつては78,000 円、その他の基 準による審査に

				あつては40,000円
		共用部分		60,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては124,000円、その他の基準による審査にあつては48,000円

」

に改める。

別表の第9の部(3)の項の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅			37,000円
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	37,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	75,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	106,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	150,000円
		共用部分		118,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては246,000円

		0円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては 94,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては309,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては 120,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては246,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては 94,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査に

		あつては309,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあつては120,000円
--	--	---

を
「

その他の場合	一戸建ての住宅		法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては37,000円、その他の基準による審査にあつては18,000円
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては37,000円、その他の基準による審査に

			あつては18,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては35,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては106,000円、その他の基準による審査にあつては51,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては150,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円
		共用部分	118,000円
		非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの
			市長が定める基準による審査にあつては246,000円、その他の基準による審査にあつては94,000円

		床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの	市長が定める基 準による審査に あつては309,00 0円、その他の基 準による審査に あつては120,00 0円
	その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル 以内のもの	市長が定める基 準による審査に あつては246,00 0円、その他の基 準による審査に あつては94,000 円
		床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの	市長が定める基 準による審査に あつては309,00 0円、その他の基 準による審査に あつては 120,000円

」

に改め、同部(4)の項の表中

「

その他の場合	一戸建ての住宅			19,000円
	共同住宅 等	住戸部分	申請戸数が1戸 のもの	19,000円
			申請戸数が2戸 以上5戸以下の もの	38,000円
			申請戸数が6戸	55,000円

	以上 10 戸以下のもの	
	申請戸数が 11 戸以上のもの	78,000円
共用部分		60,000円
非住宅部分	床面積の合計が 300平方メートル以内のもの	省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては124,000円、省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては48,000円
	床面積の合計が 300平方メートルを超えるもの	省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては156,000円、省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては61,000円
その他の建築物		床面積の合計が 300平方メートル以内のもの 省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査に あっては124,00

		0円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては48,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては156,000円、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査にあっては61,000円

」

を

「

その他の場合	一戸建ての住宅	法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては
--------	---------	--

			19,000円、その他の基準による審査にあっては9,000円
共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあっては19,000円、その他の基準による審査にあっては9,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては38,000円、その他の基準による審査にあっては18,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあっては55,000円、その他の基準による審査にあっては27,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあっては78,000円、その他の基準による審査にあっては40,000円

	共用部分		60,000円
	非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては124,000円、その他の基準による審査にあつては48,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては156,000円、その他の基準による審査にあつては61,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	市長が定める基準による審査にあつては124,000円、その他の基準による審査にあつては48,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による審査にあつては156,000円、その他の基準による審査にあつては61,000円

に改め、同部(5)の項の表中

その他の場合	一戸建ての住宅			省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては 37,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあっては18,000円
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては 37,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあっては18,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあっては 75,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に

		規定する基準による審査にあつては35,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては106,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては51,000円
	申請戸数が11戸以上のもの	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査にあつては150,000円、同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に規定する基準による審査にあつては75,000円
共用部分		118,000円
非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査にあつては246,000円、省令第1条第1項

			第1号ロに規定する基準による審査にあつては94,000円
--	--	--	------------------------------

を

「

その他の場合	一戸建ての住宅		法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この項において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては37,000円、その他の基準による審査にあつては18,000円
	共同住宅等	住戸部分	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては37,000円、その他の基

				準による審査に あつては18,000 円
			申請戸数が2戸 以上5戸以下の もの	市長が定める基 準による審査に あつては75,000 円、その他の基 準による審査に あつては35,000 円
			申請戸数が6戸 以上10戸以下 のもの	市長が定める基 準による審査に あつては 106,000円、その 他の基準による 審査にあつては 51,000円
			申請戸数が11 戸以上のもの	市長が定める基 準による審査に あつては 150,000円、その 他の基準による 審査にあつては 75,000円

に改める。

別表の第10の部の表に次のように加える。

(26)	道路運送法（昭和26年法律第 183号）第79条の規定に基 づく自家用有償旅客運送者 の登録（同法第79条の6第 1項の更新の登録を除く。）	15,000円	1申請につき1件と する。
------	--	---------	------------------

	の申請に対する審査		
(27)	道路運送法第79条の7の規定に基づく自家用有償旅客運送者の変更登録（登録免許税方施行令（昭和42年政令第146号）第19条の2第2項の財務省令で定めるものに限る。）の申請に対する審査	3,000円	1申請につき1件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の第10の部の表に次のように加える改正規定は、令和5年4月1日以降の日で規則で定める日から施行する。

藤枝市飼い犬条例の一部を改正する条例

藤枝市飼い犬条例（昭和40年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条第1項中「第3条」を「前条」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項第1号中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

市有財産の取得について（トイレカー 2 台）

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 6 条
第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名称及び数量 | トイレカー 2 台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 3 2 , 3 7 1 , 9 0 0 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 藤枝市堀之内一丁目 1 2 番地
いすゞ自動車中部株式会社 藤枝支店
支店長 清治 淳 |

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項本文の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約

静岡地方税滞納整理機構規約（平成20年総行市第1号）の一部を次のように変更する。

第6条中「静岡市」を「藤枝市」に改める。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第 1 0 条第 1 項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線番号	路 線 名	区 間
5 0 2 0 0	5 地区 2 0 0 号線	高田 1 8 8 番 1 地先 高田 8 1 8 番 1 地先
5 0 4 8 2	5 地区 4 8 2 号線	高田 1 3 9 番 3 地先 高田 1 8 8 番 3 地先
5 0 4 8 3	5 地区 4 8 3 号線	高田 9 2 5 番 5 地先 高田 9 2 2 番 1 地先

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路 線 名	区 間
5 0 2 0 0	5 地 区 2 0 0 号 線	高 田 1 8 8 番 1 1 地 先 高 田 8 1 8 番 3 地 先
5 0 4 8 2	5 地 区 4 8 2 号 線	高 田 1 3 9 番 3 地 先 高 田 1 8 6 番 1 地 先
5 0 4 8 3	5 地 区 4 8 3 号 線	高 田 9 2 5 番 5 地 先 高 田 9 2 2 番 1 地 先

令和５年藤枝市議会定例会２月定例会議会 議案提案理由書（第１７号議案～第２９号議案）

第１７号議案

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、懲戒の行使に関する条項を削除するとともに、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業所等における利用乳幼児の安全確保に関する計画の策定及び自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在確認や自動車への安全装置の装備を義務付けるなど、所要の改正を行うものであります。

第１８号議案

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童健全育成事業所における児童の安全確保に関する計画の策定及び自動車を運行する場合の児童の所在確認を義務付けるなど、所要の改正を行うものであります。

第１９号議案

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、懲戒の行使に関する条項を削除するとともに、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用している条文を整理するなど、所要の改正を行うものであります。

第２０号議案、第２１号議案

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用している条文を整理するなど、所要の改正を行うものであります。

第２２号議案

空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、職員等による緊急安全措置、軽微な措置など、空き家対策の実施に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの実現に寄与するため、新たに条例を制定するものであります。

第 2 3 号議案

藤枝市駅南自転車駐車場に駐車することができる車種に、125cc以下の普通自動二輪車を追加することに伴い、必要な事項を定めるため、改正を行うものであります。

第 2 4 号議案

建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に伴い、新設された基準による認定申請の手数料額を規定するなど、所要の改正を行うとともに、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送者の登録事務等について、国土交通大臣から市長へ権限が委譲されることに伴い、登録申請審査手数料等を規定するため、改正を行うものであります。

第 2 5 号議案

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、狂犬病予防法の特例としてマイクロチップを装着した犬の情報登録を指定機関に行った場合、狂犬病予防法の登録申請があったものとみなされることに伴い、本市の飼い犬条例の見直しを行い、犬の飼育の表示義務を廃止するものであります。

第 2 6 号議案

本件は、災害時やイベント開催に活用するトイレカー2台を取得するものであります。

令和4年12月21日に6者による指名競争入札を実施した結果、いすゞ自動車中部株式会社が入札額29,400,000円で落札したので、これに消費税2,940,000円、法定手数料等31,900円を加算した金額で売買契約を締結するものであります。

車両の納期限は、令和6年3月31日であります。

第 2 7 号議案

静岡地方税滞納整理機構の事務所の位置に係る規定の変更について、地方自治法第291条の3第3項の規定により静岡県及び静岡市ほか34市町と協議するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

第 28 号議案

市道仮宿下付田高田線関連市道の整備に伴い、路線を廃止するものであります。

第 29 号議案

市道仮宿下付田高田線関連市道の整備に伴い、新たに路線を認定するものであります。